

青森県報

号外第四十四号

令和八年
四月一日
(水曜日)

目次

○ 県税徴収金の収納に関する事務の委託	(税 務 課)	二
○ 保育士登録手数料の収納に関する事務の委託	(こ ども 課)	二
○ 青森県母子父子寡婦福祉資金に係る償還金の収納に関する事務の委託	(同)	三
○ 青森県不妊治療費助成事業業務委託の支出に関する事務の委託	(同)	三
○ 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターに係る使用料の徴収に関する事務の委託	(県 民 活 躍 推 進 課)	三
○ 地域総合整備資金の貸付に係る償還金の徴収に関する事務の委託	(地 域 づ くり 政 策 課)	四
○ 県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の徴収に関する事務の委託	(健 康 医 療 福 祉 政 策 課)	四
○ 青森県看護師等修学資金に係る滞納返還金及び延滞利息の収納に関する事務の委託	(医 療 業 務 課)	四
○ 青森県立さわらび療育福祉センターに係る使用料の徴収に関する事務の委託	(障 が 福 祉 課)	五
○ 青森県立はまなす医療療育センターに係る使用料及び公舎賃料の徴収に関する事務の委託	(同)	五
○ 一般旅券発給手数料に係る指定納付受託者の指定	(観 光 政 策 課)	五
○ 青森県立美術館に係る観覧料(キャッシュレス分)の指定納付受託者の指定	(美 術 館)	六

○ 青森県立美術館に係る観覧料の収納に関する事務の委託	(同)	六
○ ふるさと寄附金の指定納付受託者の指定	(同)	六
○ 農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納に関する事務の委託	(農 業 改 善 課)	七
○ 青森県漁港管理条例による漁船に係る岸壁、物揚場及び棧橋の漁港施設使用料の収納に関する事務の委託	(漁 港 漁 場 整 備 課)	七
○ 建設業許可及び経営事項審査に係る申請手数料の収納に関する事務の委託	(監 理 課)	八
○ 青森空港駐車場に係る使用料の徴収に関する事務の委託	(港 湾 空 港 課)	八
○ 十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収及び過誤納金の支出に関する事務の委託	(都 市 計 画 課)	八
○ 県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納に関する事務の委託	(建 築 住 宅 課)	九
○ 県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る損害賠償金等の収納に関する事務の委託	(同)	九
○ 県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納に関する事務の委託	(同)	九
○ 三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額	(同)	九
出先機関		
○ 青森市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る滞納された家賃等の収納及び還付を行う敷金等の支出に関する事務の委託	(東 青 県 土 整 備 事 務 所)	二
○ 弘前市に所在する県営住宅に係る滞納された家賃等の収納及び還付を行う敷金等の支出に関する事務の委託	(中 南 県 土 整 備 事 務 所)	二
○ 八戸市に所在する県営住宅に係る滞納された家賃等の収納及び還付を行う敷金等の支出に関する事務の委託	(三 八 県 土 整 備 事 務 所)	二
○ 五所川原市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る	(同)	二
○ 教育文化庁	(教 育 文 化 庁)	一〇
○ 保健課	(保 健 課)	一〇

る滞納された家賃等の収納及び還付を行う敷金等の支出に
 関する事務の委託……………
 ○むつ市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る滞
 納された家賃等の収納及び還付を行う敷金等の支出に関す
 る事務の委託……………

教育委員会

○青森県総合社会教育センターに係る使用料の徴収に関する
 事務の委託……………
 ○新青森県総合運動公園総合体育館の体力測定室等に係る使
 用料の収納に関する事務の委託……………
 ○三内丸山遺跡センターに係る使用料の徴収に関する事務の
 委託……………

公営企業

○青森県病院事業条例による駐車場使用料の収納に関する事
 務の委託……………
 ○青森県立中央病院に係る使用料の収納に関する事務の委託
 ○青森県立つくしが丘病院に係る使用料の収納に関する事務
 の委託……………

〔西北県土〕 ……三

〔下北県土〕 ……三

〔教育庁〕 ……三

〔教育庁〕 ……三

〔教育庁〕 ……三

〔病院局〕 ……四

〔病院局〕 ……四

〔病院局〕 ……四

告 示

青森県告示第二百四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定によ
 り次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条
 第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託
 年月日

名 称	住所又は事務所所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
株式会社NTT データ	東京都江東区豊洲三丁目三の三	令和 八・四・一	令和 八・四・一
株式会社しんき ん情報サービス	東京都港区港南一丁目八の二七	〃	〃
株式会社セブン イレブン・ジ ャパン	東京都千代田区二番町八の八	〃	〃
山崎製パン株式 会社	東京都千代田区岩本町三丁目一〇の一	〃	〃
株式会社ファミ リーマート	東京都港区芝浦三丁目一の二一	〃	〃
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 六六五の一	〃	〃
ミニストップ株 式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一	〃	〃
株式会社ローソ ン	東京都品川区大崎一丁目一一の二一	〃	〃

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

個人事業税、不動産取得税及び自動車税並びにこれらの延滞金

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定によ
 り、次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
社会福祉法人日本保育協会	東京都千代田区麹町二丁目六の二	令和八・四・一	令和八・四・一

二 委託した取納に関する事務に係る歳入等
保育士登録に係る手数料

三 委託期間
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の取納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇	令和八・四・一	令和八・四・一

二 委託した取納に関する事務に係る歳入等

青森県母子父子寡婦福祉資金に係る償還金

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
青森県不妊治療費助成事務センター	青森市新町二丁目二の四青森新町二丁目ビルディング九階	令和八・四・一	令和八・四・一

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

青森県不妊治療費助成事業業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の徴収に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所 の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
未来へつなぐネ ットあおもりグ ループ 青森コミュニ ティビジネス 株式会社 成商ビル管理 株式会社 株式会社角弘	青森市問屋町一丁目一の二七 弘前市大字北瓦ケ町一三の一 青森市新町二丁目五の一	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した徴収に関する事務に係る歳入

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターに係る使用料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の徴収に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所 の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
一般財団法人地 域総合整備財団	東京都千代田区麴町四丁目八の一	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した徴収に関する事務に係る歳入

地域総合整備資金の貸付に係る償還金の徴収事務

三 委託期間

青森県告示第二百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の徴収に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所 の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
社会福祉法人青 森県すこやか福 祉事業団	青森市中央三丁目二〇の三〇	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した徴収に関する事務に係る歳入

県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
弁護士法人ライズ総合法律事務所	東京都中央区日本橋三の九の一	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した取納に関する事務に係る歳入等

青森県看護師等修学資金に係る滞納返還金及び延滞利息

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の徴収に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
株式会社青森電子計算センター	青森市大字三内字丸山三九三の二七〇	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した徴収に関する事務に係る歳入

青森県立さわらび療育福祉センターに係る使用料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の徴収に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
日本赤十字社	東京都港区芝大門一丁目一之三	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した徴収に関する事務に係る歳入

青森県立はまなす医療療育センターに係る使用料及び公金貸付料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地並びに指定年月日

名称	株式会社NTTデータ	住所又は事務所の所在地	東京都江東区豊洲三丁目三の三	指 月 日 定	令 和 八・四・一
----	------------	-------------	----------------	------------------	-----------------

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
一般旅券発給手数料

三 指定納付受託者に納付を委託することができる期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地並びに指定年月日

名称	株式会社寺岡精工	住所又は事務所の所在地	東京都大田区久が原五の二三の二	指 月 日 定	令 和 八・四・一
----	----------	-------------	-----------------	------------------	-----------------

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

青森県立美術館に係る観覧料（キャッシュレス分）

三 指定納付受託者に納付を委託することができる期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の徴収に関する事務を委託したので、同条第

二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	一般財団法人棟方志功記念館	住所又は事務所の所在地	青森県青森市安田字近野一八五	指 月 日 定	令 和 八・四・一	委 月 日 託	令 和 八・四・一
----	---------------	-------------	----------------	------------------	-----------------	------------------	-----------------

二 委託した徴収に関する事務に係る歳入

青森県立美術館に係る観覧料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地並びに指定年月日

名称	株式会社トラストバンク	住所又は事務所の所在地	東京都品川区上大崎三丁目一の一	指 月 日 定	令 和 八・四・一
名称	GMOペイメントゲートウェイ株式会社	住所又は事務所の所在地	東京都渋谷区道玄坂一の二の三	指 月 日 定	〃

株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目二の一	〃
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町一の三	〃
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目二六の二〇	〃
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒二丁目八の一	〃
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目一四の一	〃
株式会社JALUX	東京都港区港南一丁目二の七〇	〃
株式会社DGフィナンシャルテクノロジ	東京都渋谷区恵比寿南三丁目五の七	〃

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 におもりふるさと寄附金

三 指定納付受託者に納付を委託することができる期間
 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所所在地	指 年 月 日 定	委 年 月 日 託
-----	------------	-----------------------	-----------------------

つがる弘前農業協同組合	弘前市大字城東北四丁目一の一	令和 八・四・一	令和 八・四・一
津軽みらい農業協同組合	平川市本町北柳田二三の八	〃	〃
つがるにしきた農業協同組合	つがる市柏桑野木田幾世七の四	〃	〃
ごしよつがる農業協同組合	五所川原市大字野里字奥野一〇〇	〃	〃
ゆうき青森農業協同組合	上北郡東北町字素柄邸八二の三	〃	〃
十和田おいらせ農業協同組合	十和田市西十三番町四の二八	〃	〃
八戸農業協同組合	八戸市大字尻内町字内矢沢二の五	〃	〃

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等
 農業改良資金の貸付けに係る償還金

三 委託期間
 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所所在地	指 年 月 日 定	委 年 月 日 託
-----	------------	-----------------------	-----------------------

株式会社八戸魚市場	八戸市大字鮫町字日ノ出町四	令和 八・二・八	令和 八・四・一
鯔ヶ沢町漁業協同組合	西津軽郡鯔ヶ沢町本町二〇〇	〃	〃
大畑町漁業協同組合	むつ市大畑町湊村一九一	〃	〃
三沢市漁業協同組合	三沢市三川目四丁目一四五の五五二	〃	〃

二 委託した取納に関する事務に係る歳入等

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）別表第一第二号に規定する漁船に係る岸壁、物揚場及び棧橋の漁港施設使用料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の取納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
ウエルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東一〇丁目一 の四	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した取納に関する事務に係る歳入等

建設業許可及び経営事項審査に係る申請手数料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の徴収に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
株式会社サン・コーポレーション	五所川原市大字金山字亀ヶ岡四六の一	令和 八・三・三	令和 八・四・一

二 委託した徴収に関する事務に係る歳入

青森空港駐車場に係る使用料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百五十八号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の徴収及び歳出の支出に関する事務を委託したので、地方公営企業法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
十和田市	十和田市西十二番町六の一	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した徴収に関する事務に係る歳入

十和田湖特定環境保全公共下水道使用料

三 委託した支出に関する事務に係る歳出

十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の過誤納金

四 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

県営住宅に係る明渡請求の期限到来後に徴収する金銭（損害賠償金）並びに特定公共賃貸住宅に係る明渡請求の期限到来後に徴収する金銭（損害賠償金）

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所所在地	指定期間	委託期間
NTS総合弁護士法人	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇	令和八・四・一	令和八・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所所在地	指定期間	委託期間
NTS総合弁護士法人	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇	令和八・四・一	令和八・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

県営住宅に係る明渡請求の期限到来後に徴収する金銭（損害賠償金）並びに特定公共賃貸住宅に係る明渡請求の期限到来後に徴収する金銭（損害賠償金）

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第二百六十三号

青森県三内丸山遺跡センター条例（平成三十年三月青森県条例第二号）別表第一号の規定に基づき、三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額を次のとおり定める。

令和八年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分	金 額（一回につき）
特別展「北の縄文世界」の観覧 個人（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。） 団体（二十人以上のものに限る。）	八百円（学生にあつては、四百円）
特別展「北の縄文とアジア」の観覧 個人（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。） 団体（二十人以上のものに限る。）	千二百円（学生にあつては、六百円）
特別展「北の縄文とアジア」の観覧 個人（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者一人につき九百六十円（学生にあつては、四百八十円）	十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者一人につき九百六十円（学生にあつては、四百八十円）

出 先 機 関

青森県東青県土整備事務所告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納及び歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県東青県土整備事務所長 羽田 英明

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
豊産管理株式会社	青森市浪岡大字徳才子字山本一九の一	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

青森市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る滞納された家賃、敷金、駐車場の使用料

三 委託した支出に関する事務に係る歳出

青森市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る還付（損害賠償金がある場合を除く。）を行う敷金及び過誤納金

四 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県中南県土整備事務所告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納及び歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県中南県土整備事務所長 村田 尚樹

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
豊産管理株式会社	青森市浪岡大字徳才子字山本一九の一	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

弘前市に所在する県営住宅に係る滞納された家賃、敷金、駐車場の使用料

三 委託した支出に関する事務に係る歳出

弘前市に所在する県営住宅に係る還付（損害賠償金がある場合を除く。）を行う敷金及び過誤納金

四 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県三八県土整備事務所告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納及び歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県三八県土整備事務所長 常田 明

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の八六五	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

八戸市に所在する県営住宅に係る滞納された家賃、敷金、駐車場の使用料

- 三 委託した支出に関する事務に係る歳出
八戸市に所在する県営住宅に係る還付（損害賠償金がある場合を除く。）を行う
敷金及び過誤納金
- 四 委託期間
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県西北県土整備事務所告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納及び歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県西北県土整備事務所長 垂井 祐司

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
株式会社サン・コーポレーション	五所川原市大字金山字亀ヶ岡四六の一八	令和 八・四・一	令和 八・四・一

- 二 委託した収納に関する事務に係る歳入等
五所川原市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る滞納された家賃、敷金、駐車場の使用料
- 三 委託した支出に関する事務に係る歳出
五所川原市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る還付（損害賠償金がある場合を除く。）を行う敷金及び過誤納金
- 四 委託期間
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県下北県土整備事務所告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納及び歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県下北県土整備事務所長 藤川 仁史

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
トーリン・トラストイン共同管理 者 株式会社トーリン 株式会社トラストイン	むつ市金谷二丁目一四の二三 むつ市大湊浜町九の二四	令和 八・四・一	令和 八・四・一

- 二 委託した収納に関する事務に係る歳入等
むつ市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る滞納された家賃、敷金、駐車場の使用料
- 三 委託した支出に関する事務に係る歳出
むつ市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る還付（損害賠償金がある場合を除く。）を行う敷金及び過誤納金
- 四 委託期間
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

教育委員会

青森県教育委員会告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定によ

り次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の徴収に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県教育委員会

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	年 指 月 日 定	年 委 月 日 託
学び・生かすあ おもりグループ 青森コミュニティ 株式会社	青森市問屋町一丁目一の一の二七	令和 八・四・一	令和 八・四・一
株式会社 一般社団法人 青森夢創造機 構	青森市桜川六丁目二二の一〇		
青森放送株式 会社	青森市松森一丁目八の一		

二 委託した徴収に関する事務に係る歳入

青森県総合社会教育センターに係る使用料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県教育委員会告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県教育委員会

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	年 指 月 日 定	年 委 月 日 託
公益財団法人青 森県スポーツ協 会	青森市大字宮田字高瀬二二の二	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

新青森県総合運動公園総合体育館の体力測定室等に係る使用料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県教育委員会告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の徴収に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県教育委員会

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	年 指 月 日 定	年 委 月 日 託
一般社団法人三 内丸山応援隊	青森市大字三内字丸山三〇五	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した徴収に関する事務に係る歳入

三内丸山遺跡センターの常設の展示の観覧及び特別の展示の観覧に係る使用料の徴収

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

公 営 企 業

青森県病院事業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、地方公営企業法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
太平ビルサービ ス株式会社	青森市勝田二丁目一八の七	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）別表に規定する駐車場使用料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県病院事業告示第二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、地

方公営企業法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目六	令和 八・四・一	令和 八・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

青森県立中央病院に係る使用料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県病院事業告示第三号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、地方公営企業法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住 所	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
-----	-----	-----------	-----------

株式会社青森電
子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

令和
八・四・一

令和
八・四・一

二 委託した取納に関する事務に係る歳入等

青森県立つくしが丘病院に係る使用料

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭